

伊勢原市農業委員会が交付する非農地証明に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県が定めた「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に基づき、伊勢原市農業委員会(以下「農業委員会」という。)が取り扱う非農地証明の事務手続について、必要事項を定める。

(証明出願)

第2条 非農地証明を受けようとする登記簿上の土地所有者(以下「証明出願者」という。)は、非農地証明願(第1号様式)を2部、農業委員会会長に提出するものとし、郵送での受付はしない。

2 前項に規定する非農地証明願には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 登記事項証明書(出願前3月以内の全部事項証明書に限る。)

(2) 公図の写し(出願地の地番を表示するものに限る。)

(3) 位置図又は案内図

(4) 法人が出願する場合は、法人登記簿謄本(出願前3月以内のものに限る。)

(5) 許可なく転用に至った経過を示す経過書等

(6) 転用後、一定の期間を経過していることを客観的に証明するもの

(7) 出願地の範囲を明らかにした現況を示す写真

(8) 非農地証明願書の提出を証明出願者本人ができない場合は、証明出願者本人が自署及び押印した委任状

(現地調査)

第3条 農業委員会会長は、証明出願を受けたときは、農業委員(2名以上)及び事務局職員に現地調査を行わせるものとする。

(審査)

第4条 農業委員会会長は、証明の可否を農業委員会の総会において審査し、決定する。また農業委員会会長は、いかなる理由があっても、総会の議決を経ない決定を認めない。

2 農業委員会会長は、審査の結果、当該個所が非農地であると決定したときは、証明出願者に対して非農地証明書を交付するものとする。

3 農業委員会会長は、審査の結果、当該個所が非農地でないと決定した場合は、非農地証明願に対する通知書(第2号様式)により証明出願者に対して通知するものとする。

(標準処理期間)

第5条 証明手続に係る標準処理期間は、非農地証明願の提出があった日から4週とする。

(証明手数料)

第 6 条 証明手数料は、伊勢原市手数料条例(昭和 5 1 年伊勢原市条例第 8 号)
別表第 1 4 項に定める額とする。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成 1 7 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この告示は、平成 2 0 年 5 月 2 0 日より施行する。

非農地証明書

非農地証明願

年 月 日

伊勢原市農業委員会会長 殿

出願者 住所

氏名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

下記の土地について、農地法第2条第1項に定める「農地」及び「採草放牧地」のいずれにも該当しないことを証明願います。

(土地の表示)

所 在	地 番	登記地目	面積 (m ²)

(添付書類)

登記事項証明書(全部事項証明書)

公図の写し

位置図

現況写真

経過書

転用後の期間を客観的に証明する書類等

(農地法の適用を受けない土地に係わる運用指針第3の2に該当の場合)

その他

()

農委第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

伊勢原市農業委員会会長

印

非農地証明願に対する通知書

年 月 日付けで非農地証明願のあった下記の土地については、神奈川県が定めた「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地に該当しないため証明することはできません。

なお、提出された非農地証明願は返却します。

（土地の表示）

所 在	地 番	登記地目	面 積（m ² ）

年 月 日

殿

伊勢原市農業委員会

会長

印